

逐条意見：(17) 実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則の解釈

番号	テーマ/対象条項	意見及び理由																									
1	第3条（発電用原子炉施設の地盤） 別記1 第1項「基準地震動による地震力」	<p>[筒井哲郎意見] 設計基準地震動の改訂を要求する。</p> <p>（理由）断層については40万年前まで遡って活動性のいかんを評価しようとしている。他方、地震強度についてはその安全目標とする現行基準が著しく低い。</p> <p>2005年から2011年までの5.5年間に起こった4回の地震により、延べ5箇所の原子力発電所において設計基準地震動の超過が起こっている（下表）。</p> <p>設計基準地震動の設定に関する世界的な基準概念（欧州では1/10,000年以下、米国では1/100,000年以下）と比較すると、著しく低い設定値になっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震</th> <th>発生日</th> <th>M</th> <th>震源深さ</th> <th>設計基準を超えた原発までの震央距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県沖</td> <td>2005/8/16</td> <td>7.2</td> <td>42km</td> <td>女川 73km</td> </tr> <tr> <td>能登半島</td> <td>2007/3/25</td> <td>6.9</td> <td>11km</td> <td>志賀 18km</td> </tr> <tr> <td>中越沖</td> <td>2007/7/16</td> <td>6.8</td> <td>17km</td> <td>柏崎刈羽 16km</td> </tr> <tr> <td>東日本</td> <td>2011/3/11</td> <td>9.0</td> <td>24km</td> <td>女川 123km 福島第一 178km 東海第二 274km（注）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）東海第二では、設計基準地震動は超えていないが、低圧タービンが損傷し、過大な振動レベルを検出して、タービン・トリップが発生している。</p> <p>この改訂要求は、たとえば第31条第1項など、「地震力」に関する他の条項にも共通するが、その都度繰り返すことはしない。</p>	地震	発生日	M	震源深さ	設計基準を超えた原発までの震央距離	宮城県沖	2005/8/16	7.2	42km	女川 73km	能登半島	2007/3/25	6.9	11km	志賀 18km	中越沖	2007/7/16	6.8	17km	柏崎刈羽 16km	東日本	2011/3/11	9.0	24km	女川 123km 福島第一 178km 東海第二 274km（注）
地震	発生日	M	震源深さ	設計基準を超えた原発までの震央距離																							
宮城県沖	2005/8/16	7.2	42km	女川 73km																							
能登半島	2007/3/25	6.9	11km	志賀 18km																							
中越沖	2007/7/16	6.8	17km	柏崎刈羽 16km																							
東日本	2011/3/11	9.0	24km	女川 123km 福島第一 178km 東海第二 274km（注）																							
2	第4条（地震による損傷の防止）	<p>[川井康郎意見] 「基準地震動」を文章の中で明記する。</p> <p>（理由）第3項の「その供用中に・・・大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度」が基準地</p>																									

		震動であることは別記2、第4項以降を参照してようやく分かる。このような重要な単語は本文にて定義すべきである（第2条の「定義」に記載するのが望ましい）。
3	第4条（地震による損傷の防止） 別記2	<p>[川井康郎意見]</p> <p>① 第1項等、各所に散見される「おおむね弾性範囲に留まること」との表現から「おおむね」を削除。</p> <p>② 第6項に基準地震動の決めかたが記載されているが、実効性は失われている。全面的に見直し修正を行うこと。</p> <p>（理由）</p> <p>① 技術基準文書に「おおむね」という曖昧な形容詞は相応しくない。全て削除することで曖昧さを排除すること。構造物、建築物は全て弾性範囲に留まるべきである。</p> <p>② 「最新の科学的・技術的知見を踏まえ」たうえで、決定された管の基準地震動が福島第一をはじめ、各地で超えている。最近では、大飯の近傍活断層3連動の場合が約1000ガル、浜岡5号機が1900ガルと、いずれも基準地震動を大きく超える予測値が事業者より発表されている。現行の基準地震動算定方式はあまりにも甘いと言わざるをえない。「不確かさ」を排除した、最大規模の地震動を基準とすべきである。</p>
4	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）	<p>[川井康郎意見]</p> <p>① 第2項「適切に」の削除。単に「応力を考慮して」とすべきである。</p> <p>② 解釈の第4項の「想定される自然現象とは（中略）適切に予想されたものをいう」という表現の修正</p> <p>（理由）</p> <p>③ 「適切に」という形容詞は曖昧さを残し、技術基準に使用すべき形容詞ではない。この場所に限らず、各条項に多用されている。全て削除すべきである。</p> <p>④ 第4条の地震と同様、「最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に」という表現は、曖昧かつ、大きな不確かさを残す。少なくとも、「考えられる最大の」、あるいは米国のようにPSAをベースとして10万年に一回襲うと想定される規模（外挿はやむを得ない）の外部衝撃を基準とすべきである。</p>

5	<p>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第3項 重要度分類に関する記述</p> <p>第12条(安全施設)</p> <p>第1項及び第13項 重要度分類に関する記述</p>	<p>[筒井哲郎意見]「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」を改訂せよ。</p> <p>(理由)福島第一発電所の事故時に、水位計が機能しなかったために現状把握ができなかったことは記憶に新しい。その教訓から計装系は決定的に重要である。しかるに、現行「重要度分類」においては、計装系 PS-3 に位置づけられている。これらを根本的に見直し改訂しなければならない。計装システムは、一社の製品で揃えるのではなく、複数の会社の複数の原理の製品を設置して、どのような環境変化でも観測が可能な状態を維持しなければならない。また、その機能を支える計装電源システムや計装配管システム(圧縮空気)なども、バックアップ回路を設けて、最重要度の機能維持を求めなければならない。</p>
6	<p>第7条(不法侵入の防止一妨害破壊活動)</p> <p>第40条(特定安全施設)</p> <p>1号 テロリズム</p>	<p>[筒井哲郎意見] 妨害破壊活動に対するには市民に銃口に向けた警備兵を準備する必要がある。しかし、それは警察国家をつくることであり、民主主義社会を破壊する。原発は民主主義社会と相容れない。</p> <p>(理由)アメリカにおいては、9.11以降、銃を持った警備兵を各原発に配して、警備活動を行っている。そして、NRC は、彼ら警備兵の戦闘能力を評価する専門部隊を持って、定期的に査察している。日本で破壊活動を目論んだ集団はオウム真理教のテロ事件が記憶に新しい。福島第1の事故で原発の弱点が周知の事実となった今日においては、その種の破壊活動集団が原発をターゲットにする可能性はきわめて高い。そして、様々なリスクの頻度を1/10,000年ないし1/100,000年と想定するとき、そのような破壊活動集団の出現は十分に予想される。アメリカでの原発には、各原発が120~130名ほどの警備兵を雇用して塀の外に向かって銃を構えているという。原発の危険を前提に考えれば、原発を稼働させる限りはそのような警備を義務付けなければならない。</p> <p>原発のテロ対策に焦点を当てて考えれば市民に銃口に向けた警備兵を100m置きに配置するというような必要が発生するが、それは産業設備としてあるまじき態様であり、民主主義社会を破壊する警察国家体制を作ることになる。</p>

7	第7条(不法侵入の防止－サイバーテロ)	<p>[筒井哲郎意見] 通常のDCSは、便利に作ればつくるほどサイバーテロに対して脆弱になる。単一の論理回路システムではなく、複数のプログラムで制御システムを作り、一方が破壊された場合にも他方が健全を維持して代替機能を発揮するように Redundancy を持たせるべきである。</p> <p>(理由) この要求は、サイバーテロに対して有効であるのみならず、シビアアクシデントの際にも複数の原子炉間の独立性を持たせて、共倒れしないという目的でも有効性が期待できる。</p>
8	第7条(不法侵入の防止)	<p>[川井康郎意見] 人間だけではなく、小動物の侵入も防止のこと。</p> <p>(理由) 福島第一発電所において、侵入したネズミの感電による冷却装置、変圧装置が一時停止したことは記憶に新しい。このような重要設備が仮設であったことは論外であるが、小動物による感電事故やケーブル類の齧りを防止するために、敷地内への小動物の侵入は防がねばならない。</p>
9	第7条(不法侵入の防止)	<p>[長谷川泰司意見] 「人が不法に侵入することを防止するための設備」といった規定ではサイバーテロは防げないので、別途規定を設けるべきである。</p> <p>(理由) サイバーテロは不法侵入によって引き起こされるよりは、悪意を持った人間が磁気媒体に何らかのウィルスを忍び込ませ、そのことを知らない人間が内部の情報機器に磁気媒体を接続して起こるといったことが一般的である。そのため、このような規定を作っても、サイバーテロを防ぐことはできない。別途具体的な防護規定を設ける必要がある。</p>
10	第9条(溢水による損傷の防止)	<p>[筒井哲郎意見] 溢水の原因に、BWR格納容器のサプレッション・チャンバーのスロッシング及びタービン建屋内における復水器冷却水配管破断を加えるべきである。</p> <p>(理由) 福島第一の1号機事故において、地震時に格納容器サプレッション・チャンバーのスロッシングが、格納容器の内圧上昇の原因になったという説がある。この可能性は、Mark I型について、つとに米国で指摘されていたことである。</p> <p>また、タービン復水器の大口徑配管が破損してタービン建屋の地下階が水浸しとなり、同階に配置された電気室内機器が水没して電源喪失に陥った事例が海外にある。</p> <p>これらの要素も実績として考慮すべきである。</p>

11	第 10 条（誤操作の防止）	<p>[川井康郎意見]「誤操作するおそれがないもの」について具体例を追記のこと。また、誤操作のみならず、「誤動作」に対する基準や対策も必要とする。第 23 条（計測制御系統施設）にも記述がない。</p> <p>（理由）故障や誤動作に対して、プラント設計においては、計装品の SIL（Safety Integrity Level、安全度水準）割り当て、フェールセーフ機能などが要求される。更に、各部品の故障率、劣化対策、寿命などに関する規定も誤動作防止にあたっては重要な要素と考えられる。</p>
12	第 10 条（誤操作の防止）	<p>[長谷川泰司意見]</p> <p>第 1 項「誤操作するおそれがないもの」、第 2 項「容易に操作することができるもの」は、ともに検証方法も併せて記述すべきである。</p> <p>（理由）上記とも、事故発生時に必要となる機能である。事故は通常複合的に生じ、どのような状況下での操作になるか予想が付きにくい。だからこそ、誤操作や操作性については、様々な条件下で幾重にも検証されるべきである。想定されるすべての状況でのシミュレーションを義務付けるべきである。</p>
13	第 12 条（安全施設）	<p>[川井康郎意見]</p> <p>① 解釈第 2 項の表（多重性又は多様性を要求する安全機能）に原子炉ならびに格納容器底部の水位計と温度計を具体的に追加のこと。</p> <p>② 解釈第 7 項の想定される条件に、設計基準事故時のみならず「重大事故時」も含めること。</p> <p>（理由）</p> <p>① 炉心溶融後の炉心（デブリ）温度ならびに反応容器、格納容器下部ともに水位の計測が不可能となった福島第一の事故の教訓を活かすべきである。</p> <p>② 安全施設は重大事故時も含めて、その機能は最大限に発揮されねばならない。重大事故対処設備（第 37 条）や特定安全施設（第 40 条）の機能は、本条にいう安全施設の一部が機能不全に陥った際に発揮されるものと理解する。</p>

14	第 14 条（全交流動力電源喪失時対策設備）	<p>[川井康郎+筒井哲郎 意見] 「相当の期間」、「一定時間」とあるが、具体的な数値（たとえば24時間）を明示のこと。</p> <p>（理由）曖昧な記述は技術基準文書として相応しくない。事業者ごとの異なった解釈が生まれるおそれがある。また、外部電源の喪失を想定した所内交流電源（非常用発電機）、全交流電源喪失時を想定した非常用直流電源設備のそれぞれについて確保すべき時間を規定せねばならない。</p>
15	第 24 条（安全保護系） 第 4 項	<p>[川井康郎意見] 解釈第 5 項の、「どのような状況を考慮するかは、個々の設計に応じて判断する」という記述はあまりにも曖昧・無責任である。</p> <p>（理由）このような曖昧で、具体性のない記述は技術基準文書として全く不適切である。駆動源の喪失等を前提としたリスク解析とその対策立案には、プラント設計において通常実施される HAZID (Hazardous Identification) や HAZOP (Hazardous and Operability Study) などの手法がある。これらを義務づけることで具体性は増す。</p>
16	第 24 条（安全保護系） 第 5 項	<p>[川井康郎意見] 制御システムへの意図的なサイバー攻撃への防止対策の必要性も明記のこと。</p> <p>（理由）2010 年 7 月のイラン、ブシェール原発へのサイバー攻撃事件、更には、年々増加する世界の各制御システムへの攻撃の実態を考慮、分析せねばならない。とりわけ旧型の制御システムに依拠する既存プラントへのバックフィットは急務であると考ええる。</p>
17	第 26 条（原子力制御室等）	<p>[川井康郎意見] 第 2 項の制御機能を備えた「原子力制御室以外の場所」についての要件を記載のこと。</p> <p>（理由）設備の内容が不明である。これは安全停止のための最小限の監視・制御機能を有した、所謂「第 2 制御室」のことを言っているのか？「工場又は事業所内」とあるが、対象原子炉からの最大、あるいは最少必要距離の規定はないのか？他ユニットとの兼用は許されるのか？</p> <p>また、第 33 条ならびに第 58 条（緊急対策所）や第 40 条（特定安全施設） 解釈第 5 項の「緊急時制御室」との関連は？</p>
18	第 27 条（放射性廃棄物の	<p>[川井康郎意見] 解釈第 2 項の「ALARA の考え方に基づき」という表現は削除のこと。</p>

	処理施設等)	(理由) 同項に「周辺での線量目標値 $50 \mu \text{Sv/年}$ が達成できるものであること」との具体的な基準値の記載がある以上、ALARA の思想とは矛盾する。技術「基準」とはいえない「ALARA の考え方の下」という記述は削除すべきである。 また、第 28 条（敷地周辺における直接ガンマ線等からの防護）の解釈に記載された ALARA に関する記述も同様であり、削除のこと。
19	第 27 条（放射性廃棄物の処理施設等）	[川井康郎意見] 解釈第 7 項の「将来的な発生量及び搬出量を考慮して」というのは実態的に不可能である。 (理由) 使用済み核燃料の最終処分方法と処分地も決まらず、青森県六ヶ所村における各レベル廃棄物の今後の受け入れ見通しが立たない状態で「搬出量」をいかに決めるのか？ 発効済み契約書等により証明された搬出計画の見込みが立たない場合は「貯蔵・管理できる能力がない」ものとみなさざるを得ない。
20	第 29 条（放射線からの放射線業務従事者の防護）	[川井康郎意見] 具体的な基準値を明記のこと。 (理由) 解釈第 1 項記載の「ALARA の考え」では「基準」にならない。防護設備の設計にあたっての具体的な線量基準値ならびに従事者の最大許容放射線量を明記のこと。基準値なしに、防護設備の設計も評価も出来ない。
21	第 31 条（原子炉格納施設） 第 1 項 最大の圧力、最高の温度	[筒井哲郎意見] 最大の圧力、最大の温度を定量的に規定して、この規則がチェックリストとして規制の規範に使えるようにすべきである。とくに他の理由がなければ、最大圧力は 0.8MPa 、最高温度は各原子炉圧力容器の設計温度と同等とすべきである。 (理由) 定量的な基準がなければチェックリストとして役に立たない。 原子炉格納施設の強度は、福島第一の事故相当の事態が発生しても耐えるように設計しなければならない。同事故においては、最大の圧力が 0.8MPa 前後に上昇していたことが報じられている（『国会事故調報告書』P.153）。そして、2 号機では格納容器が破損して放射性物質の大量放出が発生した。したがって、最大圧力はそれ以上に耐えるようにしなければならない。最大温度は、圧力逃がし弁から原子炉圧力容器内の水蒸気が放出されるのであるから、各圧力容器の設計温度相当に設定すべきである。

22	<p>第 31 条 (原子炉格納施設) 第 5 項第 4 号 圧力開放板 第 8 項 雰囲気の浄化系</p>	<p>[筒井哲郎意見] 「圧力開放板」を設けるときは、フィルタ・ベントとセットで設けるべきである。 「雰囲気の浄化系」はフィルタ・ベントを含まなければならない。 (理由) 原子炉格納容器の内圧が高まるときは、圧力容器の内容物が漏れる時であり、多量の放射性物質を含んでいる。格納容器の破裂を防止するために「圧力開放板」を設けることはやむを得ないが、内容物がそのまま大気に放出されることは許容できない。 「雰囲気浄化系」として、例示されている「非常用ガス処理系」、「非常用再循環ガス処理系」及び「アニユラス空気再循環系」は除去効率がどの程度か不明である。同様に例示されている「原子炉格納容器スプレイ系」は、除去効率が高いものとは思えない。 いずれの場合も除去効率は、平均粒径 $1\mu\text{m}$ の粉塵に対して 99.9% であるべきである。</p>
23	<p>第 32 条 (保安電源設備) 第 4 項 外部電源設備</p>	<p>[筒井哲郎意見] 外部電源受電回路を 2 回路と規定しているが、それが最大地震動や地形変動においても確実に供給される品質を持つこと。 (理由) 福島事故においては、複数の受電回路が一つの地震によって喪失した (共通要因故障)。改訂される基準地震動においても、鉄塔の倒壊などが生じないような品質を持っていないなければならない。</p>
24	<p>第 32 条 (保安電源設備)</p>	<p>[川井康郎意見] 第 8 項 (他号機から非常用電力の供給を受ける場合) の要求内容が不明である。分かり易く書き直すこと。 (理由) 意味不明の文章と言わざるを得ない。そもそも、共通原因故障により、全ての外部電源は停止している状態と理解する。 解釈第 6 項の「安全性の向上が認められる」とは具体的にどのような場合であるのか？ 解釈第 7 項の電気容量とは他号機から供給を受ける、あるいは他号機に供給を行う場合の融通し合う電力量であり、各々の号機が有する非常用発電機の設計容量 (KVA) が問題になるのではないのか？必要連続運転時間は別の問題ではないのか？</p>

25	<p>第33条（緊急時対策所） 第58条（同上）</p>	<p>[筒井哲郎意見]「適切な対応をとる」という規定のみでは不十分である。</p> <p>緊急時対策所において、どういう組織が何を行うのか。そのために対策所はどういう機能を備えるべきか、福島島の教訓を十分に汲み取って具体的に規定すべきである。</p> <p>（理由）福島事故の際に、緊急対策所の不備が様々な点で露呈した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 被爆作業に従事した人々に提供すべき食事が長期間にわたって極めて乏しかった。こういうことのないように、あらかじめ食事提供サービス・配達などの契約を結んでおかなければならない。 2) 被爆作業に従事した人々が休憩する場所が狭すぎて、ゆっくり座って弁当と食べるというスペースもなかった。 3) 空調の不備で、夏季に脱水症状で体調不良になる人々が少なからずおり、甚だしくは死亡した人が何人もいた。 4) 現場で着用していたタイベックス姿で休憩しているために、対策所の中で無用な被曝を重ねていた。当然、着替えやシャワーができる居住性を備えるべきである。 5) 事故直後の緊急対応作業は、被爆管理が難しい。そこで、対策所にはホールボディカウンターと医療スタッフを備えて、内部被曝を毎回チェックする体制を備えるべきである。また、医療スタッフは速やかにヨウ素剤を投与するなど、組織的な医療行動を行わなければならない。 6) 線量計が不足して長期間線量計なしで働いた人が多くいた。予備の線量計をあらかじめ備えておくこと。 7) テレビ電話で東電本店と連絡していたが、有能な現場責任者を増援したとは聞いていない。その結果、吉田所長が長期間不眠不休で働かれた。刻々進展する現場の処置を本店と交信するのではなく、現場に精鋭部隊を派遣して、現場ですべてを意思決定できる体制にしなければならない。そして、現場責任者といえども、2交代で働くくらいでなければ正しい判断力は維持できない。 8) 事故進展をシミュレーションする専門家チーム及び計算システムを備えて、状況進展を予測し、責任者をサポートして正しい判断をくだせるような体制を備えなければならない。
----	----------------------------------	--

26	第36条（重大事故等による損傷の防止） 解釈2の1項	[川井康郎意見] 第2項の「異常な水準」の数値を明確にすること。 (理由) 放射性物質放出量の「異常な水準」定義がされておらず、防止するための措置や設備の設計が出来ない。必然的に、その評価も不可能である。第27条記載の数値（50 μ Sv/年）を超える場合は全て「異常放出」と考えて良いのか？
27	第36条（重大事故等による損傷の防止） 2の3(h) 重大事故時の放射性物質の異常放出	[筒井哲郎意見] 炉心溶融が生じてデブリが格納容器下の基礎コンクリートに接触した場合、コンクリート骨材が石灰岩製であると危険である。玄武岩製でなければならない。 (理由) デブリが石灰岩と接触すると水素および一酸化炭素が発生する。一酸化炭素も爆発性であるが、第31条第9項に規定してある「水素再結合器」のみでは爆発下限界に抑制することが困難である。したがって、デブリが接触しても一酸化炭素が発生しない構造にしなければならない。
28	第36条（重大事故等による損傷の防止） 第3項 使用済み燃料貯蔵槽	[筒井哲郎意見] 排気ダクトの共用を禁止すべきである。 (理由) 福島事故で、4号機使用済み燃料プールの爆発は、一説によれば3号機からの水素が、連結されたダクトを通じて回り込んだという。 この種の設備における複数号機の共用連結を禁止すべきである。
29	第36条（重大事故等による損傷の防止） 解釈3の2項	[川井康郎意見] 使用済み燃料プール内の貯蔵燃料は「未臨界が維持されていること」とあるが、福島第一、3号機の爆発原因は明確にされたのか？また、その教訓はどのように活かされているのか？ (理由) 福島第一発電所3号機の爆発は水素爆発に加えて、使用済み燃料プール内での即発臨界事故ではないかという指摘が、A・ガンダーセン博士をはじめとする多くの専門家や識者からなされている。東電ならびに規制当局は十分なデータを公開しておらず、その可能性を否定することは出来ない。全ての周辺測定データ、情報を公開すると共に原因究明を実施し、もし、即発臨界の可能性を否定出来ない場合は、その防止策を設計に取り入れること。

30	第 37 条（重大事故対処設備）	<p>[川井康郎意見] 重大事故防止設備（第 38 条）、重大事故緩和設備（第 39 条）を含めて、可搬型、常設、各々の施設を例示すること。</p> <p>（理由）防潮堤、防潮扉、電源車、消防車、注水設備、スプレイ、放水設備、非常用ケーブル、非常用発電機、可搬型直流電源装置、等々がどこに分類されるのかを例示し、その目的、機能、要件を明確にし、更に、訓練、手順書作成等の準備をせねばならない。例示は、第 40 条（特定安全施設）の解釈第 5 項に倣うことで良い。また、41 条以降の機能別（目的別）対処設備との重複も構わない。網羅的な整理を望む。</p>
31	第 40 条（特定安全施設）	<p>[川井康郎意見] 解釈第 5 項、(b)記載の「緊急時制御室」と「制御室」、「中央制御室」、「緊急時対策所」との関係を確認にすること。</p> <p>（理由）第 26 条（原子炉制御室等）、第 33 条（緊急時対策所）との関係が不明確である。それぞれの機能区分、設備要件、環境要件、運転員の常駐要否、指令系統、他号機との共用可否、等々を明確に規定すること。また、旧来言われてきた免震重要等との関係は？</p>
32	第 47 条（原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備）	<p>[川井康郎意見] 解釈第 1 項 a)記載の「放射性物質を低減」の性能要求値（除去率、出口ガスの放射能含有量）を明示すること。希ガスについても同様である。</p> <p>（理由）「放射性物質低減」の基準を明確にせねば、設備の設計は出来ない。また、湿式のフィルターベントでは希ガスは除去出来ないと聞く。重大事故の際の希ガスの除去はいかなる方法でなされるのか？</p>
33	第 48 条（原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備）	<p>[川井康郎意見] 注水冷却設備だけでは不十分である。福島事故の教訓を踏まえ、循環処理システムを設置すること。</p> <p>（理由）福島事故では、原子炉ならびに格納容器破損、コンクリート製地下ピットへの津波時の海水流入、地震時亀裂からの地下水流入により炉心熔融物冷却水の循環、処理、再使用に大きな障害が生じている。このことは、他の原子力発電所でも十分に起こり得る事態である。廃水処理（塩分と放射性物質の除去）ならびに循環冷却のための恒久設備を特定安全施設の一つとして予め設置すること。</p>
34	第 49 条（水素爆発による格納容器の損傷を防止す	<p>[川井康郎意見] これら設備の電気、計装部品は全て水素防爆品を使用せねばならない。</p> <p>（理由）当然の記述が抜けている。第 50 条も同様である。</p>

	るための設備)	
35	第 52 条 (工場または事業所外への放射性物質の拡散を抑制するための施設)	<p>[川井康郎意見]</p> <p>解釈第 1 項 e)記載の海洋への拡散抑制設備の設計要件を明確にすること。</p> <p>(理由)</p> <p>どのような設備構成を想定しているのか?放水、洗浄水、雨水等の表面水を処理するためのピット、フィルター等を含めた設備の放射能の除去性能ならびに最終放出基準を明示すること。</p>
36	第 5 2 条 (工場又は事業所外への放射線物質の拡散を抑制するための設備)	<p>[長谷川泰司意見]</p> <p>「解釈」に「海洋への放射線物質の拡散を抑制する」とあるように、「工場又は事業所外への放射線物質の拡散を抑制する」は、海洋への拡散を認めた規定であるので、認めることはできない。「工場又は事業所外への放射線物質の漏えいを阻止する」など、絶対に海洋に出さないことを明記すべきべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>今回の福島第一原子力発電所の事故においても、汚染水を海洋に廃棄することによって、沿岸の漁民のみならず、国際的にも大きな被害と不安を与え、各国から厳しい非難を受けた。この問題は、日本だけの問題ではなく国際的な問題でもある。絶対に海洋に拡散させない措置を講ずるべきである。</p>
37	第 53 条 (重大事故等の収束に必要な水源及び水の供給設備)	<p>[川井康郎意見]</p> <p>「重大事故の収束に必要なかつ十分な量」の判断基準を明確にすること。</p> <p>(理由)</p> <p>何をもって「十分」とするのか?具体的な基準(各シナリオ毎の必要量、貯水量、供給可能時間等)なしに、本条文への適合性判断は出来ない。</p>
38	第 5 6 条 (原子炉制御室)	<p>[長谷川泰司意見]</p> <p>「可能な限り運転員がとどまる」の、「可能な限り」を削除する。</p> <p>(理由)</p>

		このような規定には、どのようにでも解釈できる「可能な限り」といった曖昧な表現を使うべきでない。 「可能なかぎり」を削除しても、何も不具合はないはずである。
--	--	--